

[事案 2020-233] 保険料変更請求

・令和3年5月14日 和解成立

<事案の概要>

申込書類の保険料に誤記載があったことを理由に、誤記載された保険料での契約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月に、募集人より、団体定期保険から個人保険への移行にかかる申込書類を受領したが、契約者欄が自分ではなく妻になっていたため、自分に変更した申込書類を送付するよう依頼したところ、送付されてきたが、保険料が275円と誤って記載されていた（正しい保険料は2,705円）。その後、募集人から、書類の作成日付について誤記があったとして、再度申込書類が送付されてきたが、実際には作成日付は誤っておらず、保険料は275円のままであったため、必要事項を記入して返送したところ、保険料に誤記があったとして、保険会社から申込書記載内容訂正請求書が送付されてきた。しかし、同請求書のみで、保険料を修正するというのは不当であることから、申込書に誤記載された275円の保険料で契約してほしい。

<保険会社の主張>

募集人に事務疎漏および過失があったことは認め、誤った保険料を案内したことについては謝罪するが、誤った保険料によって保険契約を成立させることは、契約者間の公平性を損ねることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事務疎漏に関する経緯および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。